

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市伯耆古代の丘公園（以下「公園」という。）
(2) 所在地	米子市淀江町福岡 1 5 2 9 番地
(3) 構造	管理棟：鉄骨造り 2 階建て、体験棟：木造平屋建て、 休憩所：木造平屋建て 他 4 棟
(4) 敷地面積	9 1, 3 6 6 平方メートル (向山古墳群、瓶山古墳群及び石馬谷古墳を含む)
(5) 建築面積	7 3 5. 8 5 平方メートル
(6) 開館日	平成 7 年 4 月 2 2 日
(7) 主な施設内容	管理棟 (3 9 6 m ²)、体験棟 (7 0 m ²)、休憩所 (9 2 m ²) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	本市固有の優れた歴史遺産を生かし、市民の歴史に関する意識の向上及び歴史教育の振興を図るために設置された。
(9) 施設の現状	公園は、古墳等の歴史遺産だけでなく、四季折々の草花といった自然も楽しめる施設となっている。また、芝生広場や遊具の設置により、ファミリー層も楽しめる施設として整備されている。
(10) 施設の運営状況 (令和 6 年度) の概要	<p>ア 利用者数 2 7, 0 5 5 人</p> <p>イ 事業収入額 6 3 7 千円</p> <p>ウ 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民交流事業 (伯耆古代の丘公園さくらウィーク 等) ・体験事業 (ハスランタン作り など) ・連携事業 (彼岸花の植栽 i n 上淀廃寺跡 等) ・展示ギャラリー利用促進事業 (伝統工芸 木目込み人形展 等) ・教育普及事業 (ハニワのお面をつくろう！) ・活性化事業 (幼稚園保育園誘致) ・情報提供事業 (HP、Instagram、Facebook 更新) <p>エ 管理運営費 (支出額の合計) 2 5, 3 8 5 千円</p> <p>※当該公園の入園料は令和元年から無料となっている。</p>

(申請 10)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として園長1人を、これを補佐する者として副園長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、市と連携を密にし、協力して事業実施に当たること

イ 指定管理者は、関係団体との連携協力を努めなければならない

ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、公園の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない